

勝央町の給与・定員管理等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

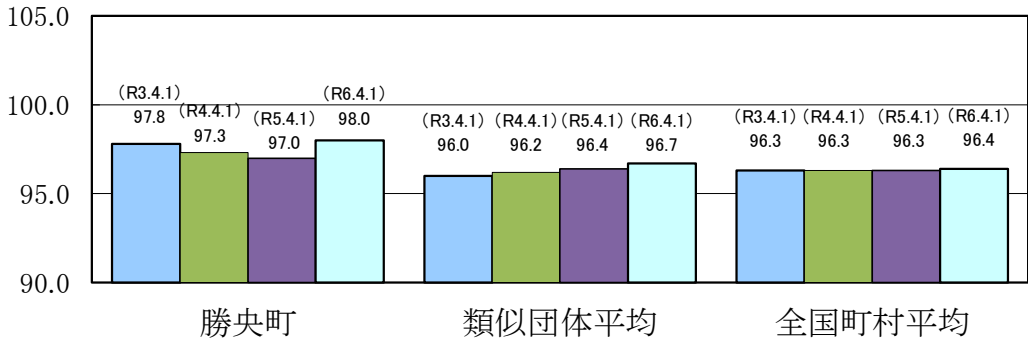
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5 年度	人 10,833	千円 6,080,679	千円 401,999	千円 1,256,362	% 20.7	% 18.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	人 120	千円 421,140	千円 31,357	千円 164,515	千円 617,012	千円 5,142	千円 5,508

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、任用職員の給与費は含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため、該当なし。

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和6 年度	円	円	円 (%)	%	%	% 2.76

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和6 年度	月	月	月	月	月	月 4.60

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
勝央町	40.7 歳	304,800 円	339,400 円	- 円
岡山県職員	43.3 歳	331,390 円	413,109 円	362,045 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	- 円
類似団体	41.3 歳	306,155 円	355,084 円	328,809 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
勝央町	39.5 歳	8 人	256,800 円	269,800 円	- 円	-	- 歳	- 円	
岡山県職員	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	- 円	-	- 歳	- 円	
類似団体	52.1 歳	4 人	291,863 円	311,904 円	300,816 円	-	- 歳	- 円	

③ 教育職については、該当なし

(注)1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		勝 央 町	岡 山 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	207,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	173,300 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	- 円	-
	中 学 卒	***** 円	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

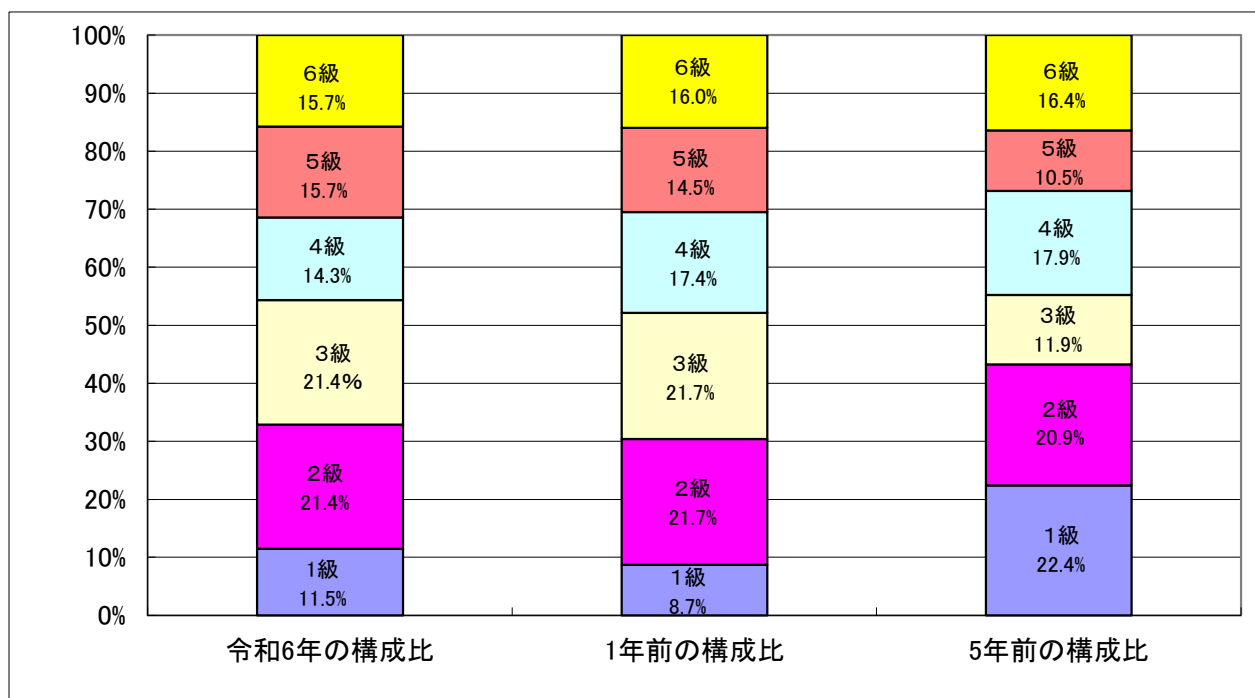
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	257,450 円	336,350 円	383,100 円	402,350 円
	高 校 卒	***** 円	***** 円	350,500 円	385,600 円
技能労務職	大 学 卒	***** 円	***** 円	***** 円	***** 円
	高 校 卒	***** 円	***** 円	***** 円	***** 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	・主事補又は技師補の職務 定期的な業務を行う主事又は技師	人 8	% 11.5	円 162,100	円 249,400
2 級	・高度の知識又は経験を必要とする 主事又は技師	人 15	% 21.4	円 208,000	円 305,200
3 級	・相当高度な知識又は経験を必要とする主事又は技師 ・主任	人 15	% 21.4	円 240,900	円 351,000
4 級	・主査	人 10	% 14.3	円 271,600	円 382,000
5 級	・参事補、室長補佐及び園長	人 11	% 15.7	円 295,400	円 394,000
6 級	・参事、局長及び室長	人 11	% 15.7	円 323,100	円 411,300

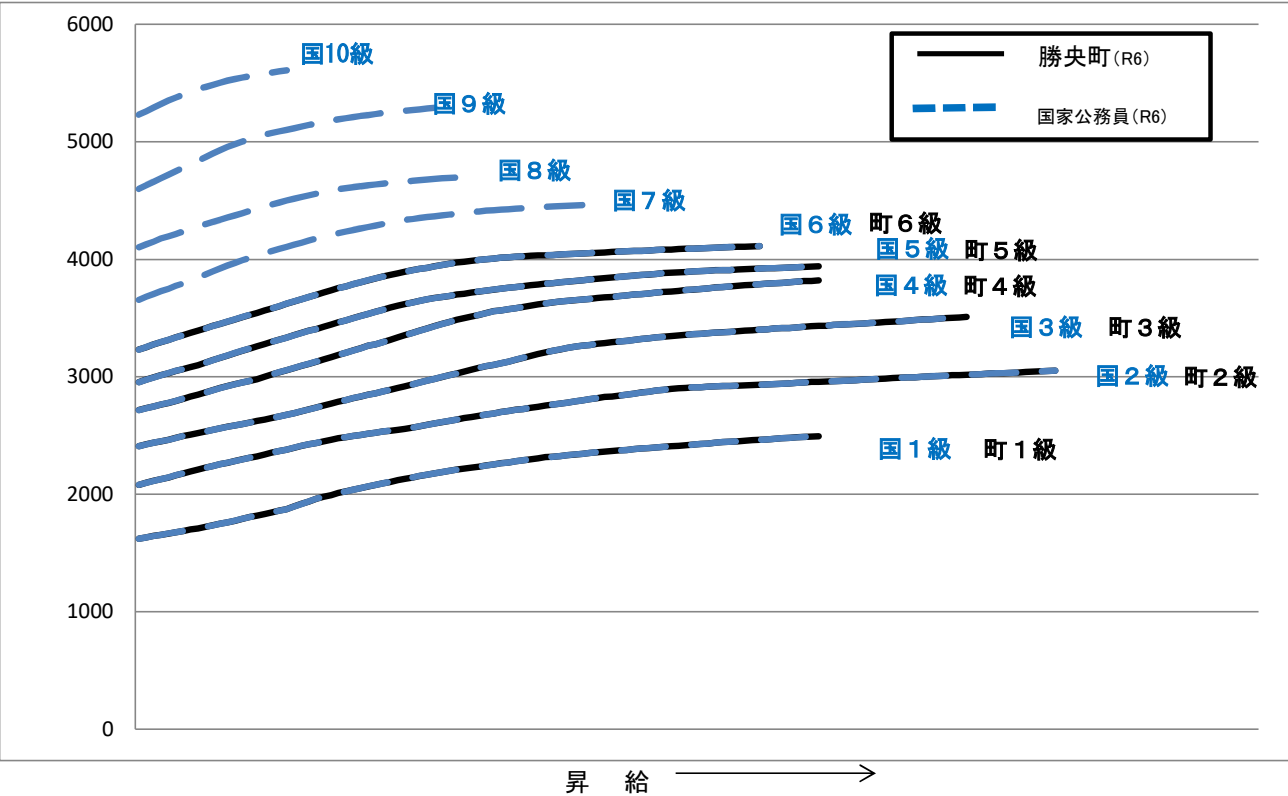
(注) 1 勝央町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一)(令和6年4月1日)

(百円)



(3) 昇給への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)		○	○	○	○
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

勝 央 町	岡山県職員	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,371 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,690 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 役職加算5%～15%	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

勝 央 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	*****	千円	1人当たり平均支給額	*****	千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当については該当なし

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		3 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		1.5 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		1.6 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
火葬手当	火葬処理作業に従事した職員	火葬処理	3,000	1件当たり1,500円
防疫等作業手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症防疫作業	0	1日当たり2,000円

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	10,231 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 5 年 度 決 算)	109 千円
支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	11,731 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 4 年 度 決 算)	116 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 (※子のうち、15～22歳の者は5,000円加算) ・父母等 6,500円	同		14,119 千円	276,843 円
住居手当	借家の家賃額に応じて支給 上限28,000円	同		4,090 千円	255,625 円
通勤手当	自動車等の使用を常例とし、通勤距離が片道2km以上であること 片道使用距離により、1,200円～33,000円	異	片道1kmあたり600円	5,318 千円	55,979 円
管理職手当	6級(参事相当職) 40,000円 5級(参事補相当職) 25,000円	異	対象級・金額	10,260 千円	394,615 円
児童手当	15歳以下(中学校修了前)の児童・生徒に対し、 第1子及び第2子は月額10,000円 第3子以降は、月額15,000円 3歳未満は、月額15,000円	同		9,925 千円	220,556 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	720,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
		(円)	846,000 円／	556,500 円
	副 町 長	610,000 円	676,000 円／	514,400 円
		(円)		
報 酬	議 長	300,000 円	412,000 円／	247,000 円
		(円)		
	副 議 長	240,000 円	330,000 円／	193,000 円
		(円)		
	議 員	220,000 円	310,000 円／	175,000 円
		(円)		
期 末 手 当	町 長	(令和5年度支給割合)		
	副 町 長	4.10	月分	
	議 長	(令和5年度支給割合)		
	副 議 長	3.25	月分	
	議 員			
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	在職期間1年につき100分の500	14,400,000円	任期満了時
	副 町 長	在職期間1年につき100分の300	7,320,000円	任期満了時
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由		
			令和5年	令和6年				
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	業務充実のための人員増		
		総 務	18	18	0			
		税 務	4	5	1			
		労 働	0	0	0			
		農 林 水 産	7	7	0			
		商 工	1	1	0	業務充実のための人員増 業務充実のための人員増		
		土 木	7	7	0			
		民 生	55	57	2			
		衛 生	9	10	1			
		計	103	107	4	<参考> 人口1万当たり職員数 98.80 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 91.15 人)		
	教 育 部 門	17	18	1				
	消 防 部 門	0	0	0				
	小 計	120	125	0	<参考> 人口1万当たり職員数 115.39 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 109.90 人)			
公 営 企 業 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他	水 道	3	3	0	業務充実のための人員増		
		下 水 道	6	6	0			
		そ の 他	8	9	1			
	小 計	17	18	1				
合 計			137 [157]	143 [157]	6 []	<参考> 人口1万当たり職員数 132.00 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	7人	7人	22人	18人	23人	18人	17人	10人	10人	8人	3人	143人

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含まない。)

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

区 分 部 門	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	103	103	103	106	103	107	4(3.9%)
教 育	16	17	17	17	17	18	2(12.5%)
消 防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	119	120	120	123	120	125	0
公営企業等会計計	16	17	17	16	17	18	2(12.5%)
総合計	135	137	137	139	137	143	8(5.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B		
令和 5年度	千円 424,233	千円 7,808	千円 18,827	% 4.44	% 4.41

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費9,482千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)総務省提供 市町村平均給与費
	人	給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	千円	千円
令和 5年度	3	11,786	1,666	5,375	18,827	6,276	6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

※なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
勝 央 町	46.4 歳	327,389 円	522,972 円
類似団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

勝 央 町	類似団体平均
1人当たり平均支給額(令和5年度)	1人当たり平均支給額(令和5年度)
1,792 千円	1,505 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 月分 ()月分 勤勉手当 月分 ()月分
(加算措置の状況) 役職加算5%～15%	(加算措置の状況)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

勝 央 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分

最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	*****	千円	1人当たり平均支給額	*****	千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、*****年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当については該当無し

エ 特殊勤務手当については該当無し

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	39 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	39 千円
支給実績（令和4年度決算）	197 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	197 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 (※子のうち、15～22歳の者は5,000 円加算) ・父母等 6,500円	同		598 千円	299,000 円
住居手当	借家の家賃額に応じて支給 上限28,000円	同		0 千円	0 円
通勤手当	自動車等の使用を常例とし、通勤距離が片 道2km以上であること 片道使用距離により、1,200円～ 33,000円	同		249 千円	83,000 円
管理職手当	6級(参事相当職) 40,000円 5級(参事補相当職) 25,000円	同		780 千円	390,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 802,616	千円 △ 30,029	千円 29,987	% 3.74	% 3.63

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費4,635千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 5年度	人 6	千円 17,759	千円 7,066	千円 5,162	千円 29,987	千円 4,998

(参考)総務省提供 市町村平均給与費
千円 6,203

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

※なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
勝 央 町	45.3 歳	246,653 円	416,486 円
類似団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 平均月収には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

勝 央 町	類似団体平均
1人当たり平均支給額(令和5年度)	1人当たり平均支給額(令和5年度)
860 千円	1,488 千円
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)
期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	期末手当 勤勉手当 月分 月分 ()月分 ()月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
役職加算5%～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

勝 央 町	国
(支給率)	(支給率)
自己都合	自己都合
応募認定・定年	応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分	勤続20年 19.6695 月分
勤続25年 28.0395 月分	勤続25年 28.0395 月分
勤続35年 39.7575 月分	勤続35年 39.7575 月分
最高限度額 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置
(2%～45%加算)	(2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 ***** 千円	1人当たり平均支給額 ***** 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、*****年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当については該当無し

エ 特殊勤務手当については該当無し

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	543 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 5 年 度 決 算)	136 千円
支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	287 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 4 年 度 決 算)	72 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 (※子のうち、15～22歳の者は5,000 円加算) ・父母等 6,500円	同		1,001 千円	200,200 円
住居手当	借家の家賃額に応じて支給 上限28,000円	同		630 千円	315,000 円
通勤手当	自動車等の使用を常例とし、通勤距離が片 道2km以上であること 片道使用距離により、1,200円～ 33,000円	同		673 千円	112,200 円
管理職手当	6級(参事相当職) 40,000円 5級(参事補相当職) 25,000円	同		780 千円	390,000 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況
実績無し

8 職員の勤務時間その他勤務条件

(1) 勤務時間の状況

	平成21年3月31日まで	平成21年4月1日以降
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分	午前8時30分～午後5時15分
休憩時間	午後12時15分～午後1時	午後12時00分～午後1時
休息時間	廃 止	廃 止

(注) 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員(図書館等)は、上の表
以外の勤務時間の割り振りによります。(1日8時間勤務から1日7.75時間勤務に変更)

(2) 休暇、休暇制度の取得状況

職員の休暇、休暇制度については、勝央町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や職員の育児休業等に関する条例、
規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業の状況は下の表のとおりです。

区 分	休暇(休業)期間	令和5年度取得状況
年次有給休暇	20日(1年当たり)	平 均 13.4 日
夏季休暇	3日(毎年6月1日～10月31日までの期間)	平 均 2.8 日
産前・産後休暇	産前8週間・産後8週間	取 得 者 6 人
病気休暇	原則90日以内	取 得 者 8 人
介護休暇	6月以内	取 得 者 0 人
看護休暇	5日以内(小学校就学の始期に達するまでの子)	取 得 者 29 人
育児休業	子が3歳に達するまでの期間のうち、申請して承認された期間	取 得 者 6 人

9 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

令和5年度の分限処分の状況は、下の表のとおりです。

降 任	免 職	休 職	降 級	合 計
0人	0人	1人	0人	1人

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

令和5年度の懲戒処分の状況は、下の表のとおりです。

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
0人	0人	0人	0人	0人

(注) 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分をいいます。

10 職員の服務状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、秘密を守る義務(同法第34条)、職務に専念する義務(同法第35条)、政治的行為の制限(同法第36条)、争議行為等の禁止(同法第37条)、営利企業等の従事制限(同法第38条)など服務上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

令和5年度の職務専念義務免除の状況は、下の表のとおりです。

免 除 の 事 由	承 認 件 数
研修を受ける場合	0件
厚生に関する計画に実施に参加する場合	121件
町長が別に定める場合	29件

(3) 営利企業等従事許可の状況

職員は、任命権者の許可を得なければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています。(地方公務員法第38条)

内 容	申請件数	許可件数
営利企業等従事許可申請・許可件数	0件	0件

11 職員の研修及び人事考課の状況

(1) 職員の研修の状況(令和5年度)

	職員派遣研修	0	人
	県職員との人事交流	0	人
	自治大学校	0	人
岡山県市町村職員研修センター実施の研修	新規採用職員研修	119	人
	新任課長研修	2	人
	新任課長補佐研修	0	人
	新任係長研修	2	人
	一般職員初級	0	人
	一般職員中級	1	人
	一般職員上級	6	人
	個人情報保護法研修	6	人
	法制執務研修	11	人
	メンタルヘルス・ハラスメント研修	2	人
	危機管理マネジメント研修	8	人
	議会対応研修	5	人
	業務マニュアル作成研修	3	人
	企画書の書き方研修	3	人
	行政法入門研修	5	人
	その他(セミナー等)	2	人
	特別研修	63	人
	人事評価・被評価者研修	118	人
	クレーム対応研修	22	人
	「避難所における対応」研修	30	人
	交渉調整力研修	34	人
合 計		32	人
		237	人

(注) 上の表の研修は、総務部が管理する研修です。この他、各部(局・室)での業務の専門的研修があります。

(2) 人事評価の状況

人事評価は、直属の参事等により業務目標の達成度や職務遂行能力などについて評価され、職員の資質向上など人材育成を主眼とし行っており、今後、昇任・昇格・人事異動の資料として組織の活性化に活用していく予定です。

12 職員の福祉等の状況

(1) 福利厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、令和6年度の状況は下の表のとおりです。

区分	主 な 項 目	対 象 者 等	実 施 状 況
健康 管理	定期健康診断	全職員	147 人
	一般ドック	希望職員	123 人
	脳ドック	希望職員	7 人
	子宮がん検診	希望職員	42 人
福利 事業	職員互助会への補助	冠婚葬祭等に係る給付事業及び文化レクリエーション等の福利増進事業に対する補助	補助金額 0千円

(2) 共済制度の状況

社会保障の一環としての共済制度の概要は、次のとおりです。

- | | | |
|--------|--|--------------------------------|
| ① 機 関 | 岡山県市町村職員共済組合 | |
| ② 事業概要 | (ア) 短期給付事業 | 病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して必要な給付を行う。 |
| | (イ) 長期事業 | 退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。 |
| | (ウ) 福祉事業 | 健康診断などの健康の保持増進事業、貸付などを行う。 |
| ③ 財 源 | 必要な費用は、「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。 | |

主な短期給付の状況は、下の表のとおりです。

区分	主な内容	件 数	金 額
保健 給付	療養費・移送費	4 件	31,658 円
	高額療養費	16 件	714,316 円
	出産費	0 件	0 円
休業 給付	傷病手当金	20 件	1,295,498 円
	育児休業手当金	10 件	3,452,410 円
災害 給付	災害見舞金	0 件	0 円
付 加 給付等	一部負担金払戻金	8 件	114,600 円
	家族療養費附加金	0 件	0 円

(注) R5.4.1～R6.3.31の期間に給付されたのべ件数及び金額となっています。

(注) 給付実績は、組合員とその家族(被扶養者)を含めた金額となっています。

13 勤務条件及び不利益処分に関する不服申立て等の状況

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を講じるとともに、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定を行う岡山県人事委員会に事務を委託しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度の措置の要求はありません。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和5年度の不服申立てはありません。